

別添4

あきたスマートシティ地域E S C O事業提案審査要領

あきたスマートシティ地域E S C O事業（以下、「E S C O事業」という。）に係る事業提案の審査は、学識経験者、建築設備・省エネルギーに知見ある者及び秋田市（以下、「本市」という。）職員で構成するあきたスマートシティ地域E S C O事業提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が本要領に従い行う。

1 E S C O事業優秀提案の選定

審査委員会は、E S C O事業提案を受けた中から最も適格とされる最優秀提案について1件および優秀提案を1件選定する。

最優秀提案者は、E S C O事業契約に向けての優先交渉権者となり、本市と詳細診断に係る協定書を締結し、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書の作成および契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進める。なお、優秀提案をした者は次選交渉権者とする。

2 E S C O事業提案の審査

審査委員会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「設備維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理指針」の各側面から、総合的にE S C O事業提案の審査を行う。審査は下記の過程で行うものとする。

(1) 提出書類の確認

参加表明時に省略した書類及びE S C O事業提案提出書類が「あきたスマートシティ地域E S C O事業」に定めるとおりであるか確認する。

(2) 書類審査

E S C O事業提案の書類審査は、E S C O事業者からの提案書類を基に評価事項について、別紙「E S C O事業提案審査評価事項」により、配点を付すことにより行う。なお、その審査は「補助金あり」、「補助金なし」の両方の場合について、審査の対象として取り扱い、それぞれの比率については、50対50とする。

< E S C O事業提案評価事項 >

ア 環境的評価事項

(ア) 対象建物全体の省エネルギー率が大きく、省エネルギー効果が十分にあること。

(イ) 二酸化炭素排出の削減効果が高い等、地球温暖化対策に有効であること。

(ウ) E S C O設備に起因する環境負荷（騒音、振動、大気汚染物質等）についての環境対策が考慮されていること。

イ 財政的評価事項

(ア) E S C Oサービス期間中の各年の本市の保証利益が大きいこと。

- (イ) サービス期間中の利益総額が大きいこと。
- (ウ) 光熱水費等の削減保証基準額が高いこと。
- (エ) 応募者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。
- (オ) E S C O契約の期間が可能な限り短いこと。
- (カ) 改修工事費の積算が妥当であること。

ウ 技術的評価事項

- (ア) 技術提案に具体性・妥当性があること。
- (イ) 提案による工事施工、運転・維持管理が施設の運営・業務に支障を与えないよう考慮された提案であること。
- (ウ) 維持管理が特殊でなく、将来的な管理負担が少ないこと。
- (エ) 既設残存機器をより効率よく活用するために必要な改修が考慮されていること。
- (オ) 設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。
- (カ) 提案の安全性、信頼性、災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。

エ 総合的評価事項

- (ア) 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、本市にE S C Oサービスの提供ができる信頼性があること。
- (イ) E S C O契約期間終了後の維持管理について提案があること。
- (ウ) 提案が全体として具体性、妥当性があること。
- (エ) 市内企業の建設時及び管理時における活用について配慮していること。
- (オ) あきたスマートシティ情報統合管理基盤の内容を理解しており、連携に関する効果的な提案があること。

(3) プレゼンテーション

審査の過程において事前にプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは参加表明順に行い、E S C O事業提案説明として40分、質疑応答をあわせ50分内とする。

なお、プレゼンテーションは非公開とし、実施時期については別途通知する。

(4) 審査結果の通知

E S C O事業提案審査による選定結果は、確定後速やかに応募各者に電子メールで通知すると共に本市のホームページ（秋田市環境部環境総務課）に掲載する。

なお、選定結果に対する異義の申し立ては受け付けない。

3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限内に書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- (4) その他、本募集要項に違反すると認められる場合
- (5) 補助金なしと補助金ありの両方の提案がない場合
- (6) 補助金を利用する場合に、補助金の申請要件に対して不適合と認められる場合